

推論の手掛かりからみたダロウ

On characteristics of the evidence in “darou”-sentences

李 英

LI Ying

Abstract

“Darou” in modern Japanese is defined by many researchers as a typical expression of epistemic modality, and almost all the previous researches focus on the semantics of “darou” as a modality expression. This paper discusses what pieces of evidence are used to obtain conjectures from “darou”-sentences. And finally this paper aims to clarify the characteristics of “darou”-sentences, and summarizes the relationships between those sorts of evidence and the conditions that are imposed on “darou”-sentences.

Keywords : ダロウ 推論 手掛かり 文末形式

0. はじめに

ダロウは強い主観性を持っていることから、「話し手の発話時の心的態度」を表すとされるモダリティ表現の中でも、最も典型的なモダリティ表現として取り上げられている。ダロウに関する研究は数多く存在しており、まずダロウの位置づけについては、先行研究のほとんどがダロウを「推量」を表す認識のモダリティとして分類している。また、先行研究では、主にダロウの意味内容の方に焦点が当てられており、ダロウは「推量」、「確認要求」といった意味を表す主観性の強い表現であるとされている。本稿では、ダロウの意味というよりも、ダロウ文から聞き手が何らかの推量に至るまでの手掛かり、即ちどのような証拠に基づいて推論を行うのかを考察し、更に、ダロウ文の成立条件と手掛かりの内容がどのような関連性を持っているのかを分析することによって、様々な文末形式と認識的モダリティ表現ダロウの関連性の本質を探ることにする。

1. ダロウに関する先行研究とその問題点

1.1 ダロウの定義と認識的モダリティにおけるダロウの位置づけ

仁田（1989）は、認識的モダリティ形式を「[発話時における]「話し手の」といった要件を充たした心的態度」を表す「真正モダリティ」と、「この要件から外れたところを有している心的態度」を表す「疑似モダリティ」に区分し、そのうち、ダロウだけを「真正モダリティ」形式としている。

益岡（1991）はダロウを、「モダリティの形式の中で主観性表現の専用形式である」一次的モダリティとし、それを「真なる事柄であるかどうかという真偽の判断」を表す真偽判断のモダリティとしている。

一方、三宅（1995）は、「話し手の想像の中で命題を真であると認識する」という「推量」の表現形式としてダロウを分類している。

また、森山（2000）は、モダリティの文末形式とされるものを大きく二つのタイプに分類し、ダロウを最終文末の形態を基にした基本叙法類に入れている。ただ、ここでは現実と非現実、認識と事態制御という2通りの観点が必要であると述べている。

日本語記述文法研究会（2003）、木下（2013）は、認識的モダリティの下位類型としてダロウを分類しており、日本語記述文法研究会（2003）はダロウについて次のように記述している。

「だろウ」は基本的に、推量を表す形式である。（中略）「だろウ」は、常に話し手の発話時現在の認識を表し、それ自体が過去形になることなく、また伝達の内容にもならない。

先行研究をまとめると、ダロウは形式的には過去形を持たない主観的表現で、推量と密接に関係している表現であることがわかる。「推量」はダロウを述べる際に欠かせないキーワードであるが、研究者によってその解釈はそれぞれ異なっている。

1.2 ダロウの意味分類について

先行研究を踏まえると、ダロウの意味としてしばしば取り上げられているのは、「推量」、「確認要求」、「断定保留」の3種類である。

まず、ダロウが持つ基本的な意味である「推量」と「確認要求」の相互関係について、三宅（1995）、日本語記述文法研究会（2003）、木下（2013）では「確認要求」は「推量」から派生するものと述べている。

それに対し、仁田（2000）は、「推量」と「確認要求」の意味を別々のものとして取り

上げている。

しかし、ダロウが表す「断定保留」という意味に関しては、研究者によって見解がそれぞれ異なっている。

ダロウが持つ基本的な意味である推量は、ダロウを分析するにあたって必要不可欠なキーワードであるが、「推量」そのものに対しても様々な定義がなされている。

例えば、「推量」には「話し手の想像の中で命題を真であると認識する」(三宅 1995)という、認識的モダリティの一つの下位類の名称としての捉え方や、「命題内容である事態の成立・存在を、不確かさを有するものとして、想像・思考や推論の中に捉えるもの」(仁田 2000)や、「事態を想像や思考によって間接的に認識していること」(日本語記述文法研究会 2003)といった、推論という動作そのものに対する定義としての捉え方が存在する。

研究者によって定義や捉え方は異なっているとしても、先行研究を踏まえてみると、「推量」には、2つの共通している性質があると考えられる。一つ目は「推量」が情報、根拠を直接言語化するのではなく、既得の情報を想像や思考によって、処理して得た新しい情報を言語化することである。つまり、事態から結論に至るまで情報や根拠を推し量るなどの探索過程を経ているということである。二つ目は、「推量」が事態を不確かなものとして捉えるという点である。

この2つの性質を考慮に入れると、三宅(1995)や仁田(2000)、日本語記述文法研究会(2003)の「推量」は、既得の情報を想像や思考によって処理して新しい情報を生じさせることと、その新しい情報を不確かなものとして捉えることとの2つの側面を含んでいるものであることが分かる。

また、ダロウが表す推量以外の意味についても研究者によってその捉え方が異なっている。三宅(1995)、木下(2013)は、「断定保留」の用法も「推量」の意味からの派生であるとし、ダロウが持つ意味を大きく「推量」と「確認要求」の2種類に分けている。一方、森山(1989)、益岡(1991)は推量という概念を使わず、「断定保留」は推量とは別の意味として「断定を避ける」、「断定を保留する」ことであると述べている。

ダロウの表す3種の意味の相互関係について、筆者は三宅、そして木下の主張に習い、「確認要求」を「推量」からの派生的意味とみなす一方で、「断定保留」も「推量」という大枠に入れて考察しようと思う。

1.3 ダロウに関する先行研究の問題点

先行研究を踏まえてみると、ダロウが表す最も代表的な意味は「推量」であるのがわかる。推量の意味を表す文では、「証拠」に関する記述が必ずされている。その証拠に関する記述として、まず三宅の認識的モダリティの他の形式に関する研究を取り上げたいと思

う。

三宅（1995）は、「ラシイ、ヨウダ、ミタイダ、ソウダ、トイウ」によって表される実証的判断を、「命題が真であるための証拠が存在すると認識する」と定義し、その特性として、「命題が真であるための証拠の存在が有標的に示される」という点が重要であると述べており、実証的判断と推量との違いの一つとして、「証拠の存在の有標性」を挙げている。

ラシイの例で説明する部分では、以下のような例文が挙げられている。

- (1) 朝の電車の中で、飴玉をしゃぶる男たちが増えているのだ。昼過ぎの街頭でも、あるいは夜のタクシーの中でも、飴をなめている人々がいる。どうやら飴が大はやりの世の中らしい。（三宅（1995）の例文(5)）

また、この例文における証拠の有標性については、次のような説明がなされている。

この例でもし証拠が先行文脈において言語化されておらず、いきなり「どうやら飴が大はやりの世の中らしい」という文が単独で現れたとしても、母語話者の直感ではやはり何かこの命題を導くための証拠が存在することが表されていると理解されるのではないだろうか。ラシイは証拠の存在を有標的に示していると言えるのである。

三宅の主張によれば、証拠の言語化と有標性は別物で、証拠が言語化されたらそれは当然「証拠の有標性」で、もし文脈の中で証拠が言語化されなくても、母語話者の直感で命題を導くための証拠が存在すれば、同じく「証拠の有標性」というように捉えることができる。そうだとすれば、無論、ダロウの例文の中でも、証拠が言語化されなくても「有標性」を帯びる例文はたくさんある。

- (2) いくら世の中が変わっても、唐十郎が歌舞伎座や国立劇場の支配人にはならないだろう。

- (3) 空が曇ってきた。雨が降るだろう。

いずれの例文も、何らかの根拠から命題を導きだす例である。例文(2)では、根拠が例文の中で言語化されてはいないが、話者が持っている「唐十郎」という人物の人柄や今までの活動などの情報や、「歌舞伎座や国立劇場の支配人」の役につくためにはどういう人が

ふさわしいのかについて話者がよく知っており、それを根拠に「唐十郎は支配人にはなれない」と推論していることが伺える。例文(3)では、推論に至るまでの証拠が文中に有標的に現れており、話者が目にした「曇ってきた空」がそのまま推論の手掛かりとなっている。つまり、ダロウの例文において、ある事態を推論という過程を経て結果まで導く何らかの根拠・証拠が存在すると考えられる。ただ、三宅(1995)の「証拠が言語化されなくても証拠の有標性といえる」という概念はその境界が曖昧すぎて、実証的判断と推量の区別点として挙げるのは妥当ではないと思われる。

次に、木下(2013)も以下のように述べている。

「ダロウ」と「カモシレナイ」は、推論との関わりが指摘されることが少ない形式である。これらの形式は、どのような根拠に基づくのかが明示的ではない漠然とした認識を表すことができる。

つまり、ダロウは原因が推論されたことを表しにくい形式であると主張しているのである。そして、その漠然とした認識を導く「何らかの知識」の中身についても詳しく説明されておらず、ただ「明示的な根拠」ではなく、「英語の法助動詞に認められてきた認識に至る「力」のようなもの」であると結論付けることにとどまっている。

しかし、発表者が集めた例文から見ると、ダロウの文においてある認識を導くのは、ただ「何らかのもの」というように曖昧な塊として扱われてもいいものではなく、その内容によってきちんと分類する事ができるものである。また、数々の例文からわかるように、明示的な根拠を示すダロウの例文も多く存在する。

また、木下(2013)は、ダロウを主観性が強い表現として取り上げると同時に、ダロウの多義的意味の広がりについては、「認識と情報領域」という観点からまとめている。まず、木下(2013)によると、ダロウは次の3つの意味を持つ。

- 意味1 (認識的モダリティ) : <話者にとっての非現実世界> (変化可能性)
- 意味2 (確認要求) : <聞き手領域内の情報>
- 意味3 (包括的意味) : <推論の帰結> (変化可能性)

そして、この具体例を以下の様に整理している。(p.239)

<話者の認識上の非現実> - (例) 明日は晴れるダロウ。

<話者の領域外の情報> -

- <聞手の領域外の情報>
(例) 明日は晴れるだろう。
- <聞手の領域内の情報>
 - <話者の領域内にはない情報>
(例) (君は) 嬉しいだろう。
 - <話者の領域内にもある情報>
(例) ほら、ここに本があるだろう。

即ち、同じ「明日は晴れるダロウ」の文でも、木下は情報領域に着目して分類を行っている。しかし、これらの情報領域を決定するのも文脈から現れる証拠、認識を導き出す手掛かりではないかと思われる。

例えば、<話者の領域内にはない情報>の例として挙げた「(君は) 嬉しいだろう。」という例文は、文脈の手掛かりによっては、「話者の領域内の情報」にも、「話者の領域外の情報」にもなるのではないだろうか。

つまり、文中の「君」である聞き手が仕事上、取引先との契約を成功させたことを電話で知り、顔が見えない状況で「うれしいだろう。」と言うとそれは「話者の領域内にはない情報」になる。仮に、目の前に聞き手があり、聞き手の表情からみて「うれしいだろう。」と言うとそれは「話者の領域内にある情報」になるのではないだろうか。

そのため、聞き手の有無によって、認識と情報領域からダロウを分析するより、文脈から認識を導く手掛かりの内容を分析する方がわかりやすく、はっきりとした分類法になるのではないかと思われる。

ただし、ダロウ文で推論に至るまでの手掛かりの内容についての研究も当然されている。仁田(2000)は、以下の例文を挙げ、その根拠について語っている。

(4) お父様の声が楽しそうだった、お父さまの口調がこうなると、話がとても長引いてしまうことを、あたしはよく知っている。きょう、宇宙植物園につれていっていただく約束だったが、だめになってしまうだろう。(仁田(2000)の例文(126))

(5) 彼は息をつめ、苦痛をこらえてはらばいになると、右手と左足だけで崖っぷちまではって行き、身を投げた。高さは十メートルならずだが、岩にぶつかれば死ねる

だろう。

(仁田(2000)の例文(127))

例文(4)では「日常生活から得られた経験が根拠」となっており、例文(5)では「通念や常識といったものが「死ねるだろう」と捉える根拠」になっていると仁田(2000)は述べている。しかし、根拠の内容について触れてはいるが、「通念や常識といったもの」とするなど、根拠の内容の定義もはっきりされておらず、取り上げた根拠の内容も2種類に過ぎず、細分化されていないのがわかる。

このように、ダロウの文における「証拠」に関しては、「有標性」しか取り上げられておらず、その証拠、手掛かりとなる事実の内容や性質に関しては、まだ十分に研究されていないのが現状である。また、その証拠あるいは手掛かりの内容と性質を明確にする事で、三宅のいう「推量」類と「実証的判断」の相異点、また他の認識のモダリティの形式との差異も明確にすることができるのではないかと思われる。

2. ダロウ文の手掛かりの内容について

本節では、まずダロウ文で現れる手掛かりの内容について述べたいと思う。

ダロウの例文を集めて例文の手掛かりとなる事柄の内容を分析してみると、以下の4つの類にまとめることができる。

- ア) 話し手自身の知識が推論の手掛かりとなっている
- イ) 話し手の経験が推論の手掛かりとなっている
- ウ) 話し手の見聞が推論の手掛かりとなっている
- エ) 話し手の意志が推論の手掛かりとなっている。

次の例文(6)から(9)を通して、それぞれの例文の中の、推論を導き出す証拠について詳しく提示したいと思う。

まず、例文(6)は、「話し手自身の知識が推論の手掛かりとなっている」例である。

- (6) ……建物は大部分が十九世紀のものだが、古式を残してソフオンを睥睨している。フエ城はソフオンの水を東西北の水路にひきこんで堀とした一辺一.五キロほどの、とてもかわいらしい城だ。ソフオンには立派な橋が三本かかっているが、その東橋のたもとに大きな市場ができています。たぶん、元々は海からの物資をここで荷揚げしたものだろう。(『もっと知りたいベトナム』)

上の例文(6)では、話し手が川沿いにある19世紀の古い城と川にかけられている三本の橋、そして橋のたもとに市場ができていることを目にし、自分が持っている知識をもとに、海から近いところで貿易などが盛んに行われていた19世紀当時の状況を根拠として19世紀のフェ城の様子を想像し、「元々は海からの物資をここで荷揚げした」と推測した。

次に、「話し手の経験」が推論の手掛かりとなっている例である。

(7) 「何者ですか、尾行しているのは」

「わからん。おそらく克蘭コか、ナチスの手先だろう。」

この文では、厳しい情勢の中、話者を尾行する人物という、話者と対立する者しかいないという自らの経験が手掛かりになり、判断を下している。

「話し手の見聞」が推論の手掛かりとなっているのは、例文(8)である。

(8) 二月六日の夕刊から突っ込んであったところを見ると、六日の朝は生きていたということだろう。敷きつめられたじゅうたん、クッションのよく利いたベッド、豪華な三面鏡。

例文(8)では、事件を解決する警察が、被害者の死亡時刻を推測する際に、被害者宅のポストに突っ込んであるままで、誰もとっていない新聞などがちょうど二月六日の夕刊からだったことを目撃し、それを手掛かりとして六日の朝は被害者が普段のように新聞をとっていたと判断を下している。

最後に、「話し手の意志」が推論の手掛かりとなっている例である。

(9) 明日は僕は家にいないだろうから、連絡は携帯電話のほうにしてくれ。

例文(9)では、発話時には確定できないが、明日は話者の意志で出かける可能性もあるということで、話者の意志が手掛かりとなり、推論をしている。

以上、ダロウの文で見られる手掛かりの内容について分析し、それを4種類にまとめた。推論の意味を表さない、ただ問いかけるだけの疑問文は分析対象から排除し、それ以外の例文を分析すると以上の4種類のパターンが主な内容となる。

しかし、明白な証拠が文中に存在するのに、ダロウが用いられることによって非文とな

る例も存在する。

3. ダロウ文に共起できない手掛かりの内容

ダロウが証拠に基づく判断ではないということを証明する例として、三宅（1995）は、次のような例文を挙げている。

(10) 玄関にランドセルが置いてある。子供が帰ってきたようだ／らしい。

(10) *玄関にランドセルが置いてある。子供が帰ってきただらう。

ヨウダ・ラシイの例文は正しい文になっているが、ダロウの文は非文となっている。つまり、証拠が存在する文であっても、その内容によってはダロウと共起できない可能性があるということである。例文(10)の推論の手掛かりを分析すると、「証拠を目の前に置いてその場で推論を行う場合」ダロウは共起できないと考えられる。

以下の例文 a～d は筆者の作例であるが、ネイティブスピーカに判定をお願いした所、いずれもダロウが入っている例文 b、d、そして例文(11)の「のだらう」を「だらう」に置き換えた(11)も非文になるという結果を得た。

a. 彼の机の上に聖書が置いてある。神学の勉強を始めたようだ・らしい。

b. *彼の机の上に聖書が置いてある。神学の勉強を始めただらう。

c. (公園を散歩していた人が遊び場の子供を見ている場面) 公園の遊び場に子供がうつ伏せのままで立ち上がらない。転んでしまって泣いているようだ・らしい。

d. *(公園を散歩していた人が遊び場の子供を見ている場面) 公園の遊び場に子供がうつ伏せのままで立ち上がらない。転んでしまって泣いているだらう。

(11) 爆撃によって機械的な操作ができなくなったのだらうか。重夫はそこで必死にその作業を手伝っている重明を見た。

(11) *爆撃によって機械的な操作ができなくなっただらうか。重夫はそこで必死にその作業を手伝っている重明を見た。

以上のことから、ダロウは「証拠を目の前に置いてその場で推論を行う場合」の文では使われないという結論に根拠はあると思われる。

4. 「過去形+ダロウ」文と手掛かりの内容との関連性

3節では、ダロウ文に共起できない手掛かりの内容についてまとめてみた。ダロウ文の許容度を高める「説明のノダ」をダロウ文から外してみた結果、「証拠を目の前に置いてその場で推論を行う場合」という暫定的結論を得ることができた。

そうであれば、文の許容度を高めるような要素をすべて外す場合、ダロウ文は成立するのか、成立するのであれば、その文の手掛かりはどのような内容だろうか。

それで筆者は、単文で構成されているダロウ文が推量を表す文として成り立つのかどうか、その例文を集めてみた。その結果、「単文」、「単文の中にカラ節など原因を表す表現を含まない」、「ノダに後接しない」、「ダロウに「と思う」などの表現を後接させない」などといった条件をすべて満たす文は300例の中で以下の5例だけであった。

- (12) 「ソビエトが秘密のレーダー基地を、ラオス南部に造るとは考えられません。北ベトナム国内なら安全です」

「その地域には最近、部隊を送っただらう。」

フランク・キャンパー (著) / 高橋 和弘 (訳)

『スペシャル・オペレーション』

- (13) 軍隊にいた経験はないと考えたのは、これほど病状の進んだ人間を軍隊が新兵として入隊させるはずがないからだ。また、大学を続けることもできなかつただらう。ただし完全におかしくなる前に、ハイスクールは卒業しているかもしれない。

トム・シャットマン (著) / ロバート・K・レスラー (著) / 相原 真理子 (訳)

『FBI心理分析官』

- (14) 巴里日本人学生会館や在巴日本美術家展覧会というビッグニュースから、テニス大会や撞球大会、懇親会・県人会・同窓会にいたるまで、各種情報が掲載された。日本の出来事や、大使館の告示も載っている。日本人経営のホテル、銀行、料理店、運送、通訳、歯医者、理髪出張の広告は役立っただらう。だが読者を暗然とさせる記事もときにはあった。

和田 博文 (著) 『言語都市・パリ』

- (15) 縄紋人にくらべ、岩宿 (旧石器) 時代の人びとは寒冷な環境下にあり、したがって植物質の食料に縄紋人ほど恵まれず、狩りの獲物への依存が大きかった、と考えられている。彼らの衣服は防寒を旨とし、動物の毛皮を主な材料としてつくっていた、と想定されている。そして、肉食もまた、彼らを寒さから守つただらう。

佐原 真 (著) 『考古学千夜一夜』

- (16) 旧制の高校のように、感受性に富んだ年齢のとき、感動し疑問をふくらませる、ゆったりした時間をもたせることは、その後の人生を学問的にも豊かにすると思う。旧制の高校では、この時期に全寮制にして理科と文科の生徒を同室に入れるといったように両者の接触もはかられたらしい。その効果も大きかっただろう。そういう学校も欲しい。でも、大学で始めたのでは手遅れだ。中学、高校も大事にしなければならぬ。
- 江澤 洋 (著) 『理科が危ない』

例文を調べる中で面白かったのは、和訳の小説や文献の中で単文のダロウが多く現れたことである。また、これらの例文の中の、推論に至るまでの手掛かりの内容を分析してみると、すべてが「話し手の知識」となっている。例文(12)は多少判定しにくいところもあるが、文脈上誰から直接聞いた、見たなどの情報が現れていないため、ここでは「話し手の知識」に入れておく。この結論は、ダロウは「証拠を目の前に置いてその場で推論を行う場合」の文では使われないということの裏付けにもなると思われる。

終わりに

以上、ダロウの意味や定義、認識的モダリティの中での位置づけなど、先行研究を踏まえながら、先行研究ではほとんど扱われていなかった推論の手掛かりの内容からダロウを考察した。そのなかで、ダロウ文に現れる手掛かりの内容を4種にまとめ、ダロウと共に起できない手掛かりも取り上げた。2節ではダロウ文の手掛かりの内容として、話し手の「知識・見聞・経験・意志」といった4種に分類したが、「話し手の知識」と「話し手の経験」の違いとしては、話し手が直接経験したのかどうかを文脈によって判断をし、分類をした。また、「話し手の見聞」と「話し手の経験」も区別がつきにくいところがあるが、推論の手掛かりの内容が「話し手の見聞」である例文は、文中に「聞く、見る」などの状況説明がはっきりされている文を選別した。

更に、文末形式との関連性を探る過程で、今回は「過去形+ダロウ」の形式に絞って例文を調べてみた。その結果、まずこのような形式のダロウ文はその実例が非常に少ないということが分かった。例文の手掛かりの内容を分析してみると、すべてが「話し手の知識」であることから、「過去形+ダロウ」形式の文で考えられる手掛かりの内容が非常に限られていることがわかった。

まだ論証の不十分なところ、分類が曖昧な部分もあるが、推論の手掛かりの内容ともっと多様な文法形式との関連性を探るなど、更にわかりやすい分類法を見つけ出せるように、

アプローチの仕方を変えながら考察を続けたいと思う。

参考文献

- 木下りか (2013) 『認識的モダリティと推論』 ひつじ書房
- 日本語記述文法研究会 (2003) 『現代日本語文法4 第8部 モダリティ』 くろしお出版
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』 ひつじ書房
- 仁田義雄 (2000) 「認識的モダリティとその周辺」 『日本語の文法3 モダリティ』 岩波書店
- 仁田義雄、益岡隆志 (1989) 『日本語のモダリティ』 くろしお出版
- 益岡隆志 (1991) 『モダリティの文法』 くろしお出版
- 益岡隆志 (2002) 「判断のモダリティ—現実と非現実の対立」 『日本語学』 21-2 明治書院
- 益岡隆志 (2007) 『日本語モダリティ探究』 くろしお出版
- 森山卓郎・仁田義雄・工藤浩 (2000) 『日本語の文法3 モダリティ』 岩波書店
- 三宅知宏 (1992) 「認識的モダリティにおける可能性判断について」 『待兼山論叢 日本学篇』 第26号
- 三宅知宏 (1993) 「認識的モダリティにおける確信的判断について」 『語文』 (61) 大阪大学国語国文学会
- 三宅知宏 (1994) 「認識的モダリティにおける実証的判断について」 『國語國文』 (63-11)
- 三宅知宏 (1995) 「「推量」について」 『国語学』 183
- 三宅知宏 (2006) 「「実証的判断」が表される諸形式—ヨウダ・ラシイ・をめぐって—」 『日本語文法の新地平2 文論篇』 くろしお出版

例文の出典

少納言、中納言からの出典である。